

一 患者が健康保険法（大正十上欄の体制の整備に係る作業が完了した日又は（以下「電子資格確認」という。）令和五年九月二日よりて保険医療機関及び保険医療養担当規則第一条に規定するまでの間、当該事業者による当該体制

して必要な資料の提供を求めることができる。
2 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によつて療養の給付を受けられる資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第一条の三第一項各号に掲げる業務を行うため、地方厚生局長等に対し、前二条に規定する届出を行つた保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

附 則（令和六年三月五日厚生労働省令
第三五号）抄
(已于二月一)

第二条 (受給資格の確認等に係る経過措置) 保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正前の療担規則第三条第一項、第三条の規定による改正前の薬担規則第三条第一項又は第五条の規定による改正前の訪問基準第八条の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の療担規則第三条第一項第三号、第三条の規定による改正後の薬担規則第三条第一項第四号又は第五条の規定による改正後の訪問基準第八条第三号に掲げる方法によつて、療養の給付又は指定訪問看護を受ける資格があることを准認することができる。

（省令第一四七号）抄
第一条 〔施行期日〕
この省令は、令和五年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二条及び第四条の規定 公布の日
二 第二条及び第四条の規定 令和六年四月一日

附 則（令和五年一月三〇日厚生労働省令）
第一条（施行期日）この省令は、令和五年四月一日から施行する。

項中「保険薬局は、原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新薬担規則第四条の三第三項の規定の適用については、同項中「保険薬局は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第五条の規定による改正後の指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（以下「新訪看基準」という。）第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「指定訪問看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。